

令和5年(ワ)第17364号、令和5年(行ウ)第299号

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件

原告 能條桃子他5名

被告 国

## 第12準備書面

2025年6月9日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告代理人弁護士 戸田 善

ほか4

本準備書面では、被告準備書面(4)のうち「第2の4 客観的な法制度違反をいう原告らの主張は主張自体失当であるか、又は明らかに理由がないこと」に対する反論を行う。

また、被告は原告らに被選挙権の保障が及ばないことを前提とする主張を行うが(被告準備書面(3)・24頁)、原告らに被選挙権の保障が及ぶこと(訴状10~12頁参照)は従前に主張した公職選挙法旧11条1項1号の改正過程(原告第10準備書面25頁等)に照らしても裏付けられることから、その点を補充的に主張する。

第1 被告準備書面(4)の主張に対する反論：「4 客観的な法制度をいう原告らの主張は主張自体失当であるか、又は明らかに理由がないこと」について（被告準備書面(4)11～13頁）

被告は、本件地位確認および違法確認の訴えは適法性を欠くと主張し、国家賠償法上の損害も否定する（被告準備書面(4)11～13頁）。しかし、以下で述べるとおり被告の主張には理由がない。

1 「ア 客観的な法制度違反を根拠とする本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴えは、いずれも法律上の争訟性（裁判所法3条1項）を欠き、不適法であること」について（被告準備書面(4)11～12頁）

被告は、本件新請求原因における本件地位確認及び本件違法確認の訴えは、「裁判所に対し、原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものではなく」、「抽象的に本件各規程が客観的な法制度に違反するかしないかの判断を求めるもの」だから法律上の争訟性を欠くと主張する（被告準備書面(4)11～12頁）。

しかし、本件地位確認の訴えを基礎づける原告らの地位は、国民主権原理に基づく治者と被治者の同一性原理及び普通選挙制度から直接導かれる。原告らが次回統一地方選挙で被選挙権を行使し得る法的地位は、かかる憲法原則そのものによって根拠づけられる（原告第10準備書面7頁）。また、原告らが主張する参政の利益は、民主主義過程への参加によって享受される利益全般を含み、その中には治者と被治者の同一性や普通選挙制度に由来する利益、そして被選挙権そのものも含まれる。原告らの法的地位は、被選挙権を含む参政の利益の効果として基礎づけられる。

本件違法確認の訴えも同様である。参政の利益は被選挙権を含むものであるから、参政の利益に対する侵害が生じることで、被告国が公職選挙法を「改廃しない」という”行為”（予備的請求①）や、「被選挙権を行使できない」と

いう”状況”（予備的請求②）が違法であることの確認を求めることができる（原告第10準備書面7頁参照）。

いずれの確認の訴えも、原告らの主観的利益たる参政の利益の侵害を前提とする具体的な紛争に関するものであり、抽象的権利の確認を求める訴えではない。本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴えはいずれも法律上の争訟に当たり適法である。

## 2 「イ 客観的な法制度違反を根拠とする本件国家賠償請求に理由がないことも明らかであること」について（被告準備書面(4)12～13頁）

既に述べたとおり、予備的請求原因における被侵害利益は「参政の利益」である。立候補を含む民主主義過程への参加を通じて享受される利益であり、政治活動の自由（憲法21条1項）に根拠付けられる。参政の利益は「法律上保護される利益」（民法709条）にあたる。本件規定はこの利益を侵害し、国家賠償法1条1項の「違法」に当たる。

これに対して被告は、①制度的保障違反については「憲法が保障している主観的権利を直接侵害するに至らない限り、私人に対する関係で当然に違法と評価されるものではない（最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277ページ参照）」としたうえで、②本件国家賠償請求で原告らが主張する「参政の利益」は「結局のところ被選挙権と何ら変わら」ず、本件では「被選挙権自体が侵害されていない」のだから上記参政の利益が直接侵害されることはないと主張する（被告準備書面(4)11～12頁）。

しかし、①で被告が引用する判例は本訴に及ばない。被告が昭和63年最大判から引用したのは、基本権の私人間効力について間接適用説を採用した三菱樹脂事件判決（最大判昭和48年12月12日民集27巻11号1536頁）を参照し、「私人相互間において・・・信教の自由の侵害があり、その態様、程度が社会的に許容し得る限度を超えるときは、場合によっては、私的自治に対する一般

的制限規定である民法 1 条、90 条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によって、法的保護が図られるべき」とした部分である。私人間で基本権の直接適用が否定されるのは「国民の権利を国家権力に対して保障するという近代憲法の趣旨を希薄化する」（長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2) -- 10 条・24 条』

(有斐閣、2017 年) 22 頁) おそれがあるためとされる。昭和 63 年最大判が原告の法的利益を否定する根拠も「宗教上の感情を被侵害利益として・・・法的救済を求めることができるとするならば、かえって相手方の信教の自由を妨げる結果」になるという、私人間相互の権利利益の衝突にあった。しかし本訴は私人が国家を被告とする訴訟である。原告らの参政の利益を認めたとしても被告側の基本権が損なわれる関係にはない。本訴が国家を被告とするものである以上、私人間効力の判例を前提とした被告の主張は失当である。

次に②について、既に述べたとおり（原告第 11 準備書面 13 頁）、参政の利益は憲法 21 条 1 項の政治活動の自由に基づく独立した利益であり、被選挙権とは異なる法的性質を有する。そのため、被選挙権の侵害が否定されても参政の利益の侵害はなお生じ得る。被告の主張には理由がない。

本件規定は参政の利益の侵害するものであり国家賠償法上の救済が認められる。

## 第 2 原告らに被選挙権が保障されていることに関する主張の補充：公職選挙法旧 11 条 1 項 1 号の改正過程にみる選挙権・被選挙権制限の同時削除と両権利の同質的保障

被告は「原告らにおいて問題とする各選挙の被選挙権を当然に有するものではなく、本来であれば行使できるはずの権利の行使が制限されているという事情は存在しない」（被告準備書面(3)・24 頁) とし、原告らにそもそも被選挙権の保障が及ばないことを前提とした主張を行っている。

しかし、従前主張した公職選挙法旧 11 条 1 項 1 号の改正過程（原告第 10 準備

書面 25 頁等) は、選挙権と被選挙権は同質同等の権利として保障されていることを示している。

成年被後見人の選挙権及び被選挙権を一律に制限していた公職選挙法旧 11 条 1 項 1 号のうち、選挙権制限に関する部分については、東京地判平成 25 年 3 月 14 日判時 2178 号において違憲と判断された。この判決を踏まえ、2013 年に公職選挙法が改正された際には、選挙権に関する制限規定のみならず、被選挙権に関する制限規定も同時に削除されている。この改正過程において、政府は「選挙権、被選挙権は民主主義のまさに土台である選挙制度の根幹にかかわる事項」（坂本副大臣発言。甲 B75：第 183 回国会衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第十一号）であると明言しており、また、被選挙権に対してのみ留保を付すような措置も特段設けられなかった（以上につき原告第 10 準備書面 25~26 頁）。立法過程において、選挙権と被選挙権の間に差異を設けることなく、両者への制限が一体として撤廃されてきた事実は、両者が本質的に同等の憲法的保障の下にあることを強く裏付けている。

被選挙権の保障が選挙権より劣る、あるいは法定年齢未満であること等を理由に、原告らの被選挙権保障を否定する被告の主張は誤っている。

以 上